

第5章 公共施設の再構築・区有財産の活用



(1) 児童館

児童館施設は、原則として、区民ひろばに転用する。学童クラブは、小学校施設の利用を中心とした子どもスキップ事業（以下「スキップ」という。）へ移行する。乳幼児対応機能は、区民ひろば（子育てひろば）へ移行する。なお、スキップを学校施設で実施し、区民ひろばの施設が他の施設に確保できる場合には、資産活用を図る。

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
					22年度	23年度	24年度	25年度
1	巣鴨第一児童館 (清和小学校区)	子ども家庭部 子ども課	「スキップ清和」を「隣接型」で実施し、区民ひろば清和第二に転用した。	スキップ 開設 転用済				
2	仰高児童育成室 (仰高小学校区)	子ども家庭部 子ども課	現育成室を建替えて、「スキップ仰高」を「敷地内型」で実施する。	廃止 建替	スキップ 開設			
3	長崎第二児童館 (長崎小学校区)		「スキップ長崎」を「校舎内型」で実施し、実施後、中高生センター（西部地区）に転用する。	廃止	改修工事	中高生センター 開設		
4	上池袋第一児童館 (豊成小学校区)		「スキップ豊成」の実施後、区民ひろばに転用する。			実施 時期 につ いて は 未 定		
5	池袋第二児童館 (池袋小学校区)		「スキップ池袋」の実施を検討する。					
6	池袋本町児童館 (文成小学校区)		小・中学校の適正化 第二次整備計画による新小学校の建設計画に併せて、スキップの整備を検討し、実施後、区民ひろばに転用する。					
7	目白児童館 (目白小学校区)		目白小学校の改築計画に併せて、スキップの整備を検討し、実施後、区民ひろばに転用する。					
8	千早児童館 (千早小学校区)		「スキップ千早」の実施後、活用を検討する。					
9	要町第一児童館 (要小学校区)		「スキップ要」の実施後、資産活用を図る。					

(2) 児童遊園

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
					22年度	23年度	24年度	25年度
10	上池袋三丁目児童遊園	土木部 公園緑地課	敷地の一部を隣接する池袋第一保育園敷地に転用する。					

(3) プール

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
					22年度	23年度	24年度	25年度
11	豊島プール	文化商工部 学習・スポーツ課	休止中の豊島プールを廃止、解体し、西椎名町公園として供用する。	廃止 解体工事	(公園整備、公園供用)			
12	西池袋温水プール		西池袋中学校の建替えに伴い、廃止、解体する。		廃止 解体工事			

(4) 郷土資料館

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
					22年度	23年度	24年度	25年度
13	郷土資料館	文化商工部 学習・スポーツ課	平和小学校跡地に整備する複合施設への移転及び移転後の跡スペースの活用について検討する。 24年度は勤労福祉会館改修のため、事務所機能は代替施設を使用する。				代替施設への移転	

(5) 区民集会室

区民集会室は、区民ひろば、地域文化創造館、その他の集会室など、地域の集会機能の配置状況や利用状況を勘案し、区民ひろばへの転用を含め総合的に適正配置する。

区民ひろばに転用する計画としてきた区民集会室（転用対象施設は No.16～20 のとおり）は、区民ひろばに転用後も有料とし、平成22年度以降に計画化・実施する。

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画				
					22年度	23年度	24年度	25年度	
14	巣鴨第一区民集会室	区民部 地域区民ひろば課	区民集会室の一部を、「スキップ清和」に転用する。	転用済					
15	駒込区民集会室	東部区民事務所	「区民ひろば仰高」に転用する。	学童クラブ実施	区民集会室	区民ひろば転用			
16	上池袋第一区民集会室	子ども家庭部 子ども課	区民ひろばに併設されている区民集会室は、区民ひろばに転用する。転用により施設管理の一体性を確保するとともに、自主運営方式への移行に備える。 また、転用後の集会室部分はこれまでどおり有料とし、区民ひろばの集会機能との整合等を検討する。	方針検討	22年度以降に計画化・実施				
17	高田第一区民集会室	区民部 地域区民ひろば課							
18	南長崎第一区民集会室								
19	南長崎第二区民集会室								
20	高松区民集会室								
21	南池袋第一区民集会室	区民部 区民活動推進課	新庁舎整備を伴う再開発事業のため、平成22年度中に廃止し、権利変換用に活用する。		廃止 権利変換	※市街地再開発事業スケジュールは「第6章 174南池袋二丁目A地区市街地再開発事業」を参照			
22	南長崎第四区民集会室	西部区民事務所	「区民ひろば椎名町」に転用する。（「区民ひろば椎名町」（旧南長崎第一児童館）と「南長崎第四区民集会室」の配置を入れ替える。）		耐震診断	設計	改修工事	区民ひろば転用	

(6) 学校跡地

No.	施設名	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
				22年度	23年度	24年度	25年度
23	大明小学校跡地	【生涯学習センター（仮称）の整備】 23年3月までNPO法人へ貸し付ける。その後、既存建物の耐震工事及び施設改修工事を実施し、区民の学習活動・文化創造の中核となる施設を整備する。 校庭の一部は池袋第三・第五保育園の改修に伴う仮園舎として使用する。	NPO法人貸付		耐震工事 改修工事	開設	

No.	施設名	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画				
				22年度	23年度	24年度	25年度	
24	高田小学校跡地	【近隣公園の整備】 防災機能を有した近隣公園として整備する。	整備内容 検討 整備計画 2年間延伸	地元協議		基本計画 基本設計	解体設計 実施設計 仮設道路 工事	
25	日出小学校跡地	新庁舎整備を伴う再開発事業のため、平成22年度中に廃止し、権利変換用に活用する。		権利変換	※市街地再開発事業スケジュールは「第6章 174 南池袋二丁目A地区市街地再開発事業」を参照			
26	千川小学校跡地・飛地（体育館部分）	【近隣公園等の整備】 近隣公園、特別養護老人ホーム、保育園等の整備を検討する。	用地測量	整備手法等検討 体育館解体設計				
27	平和小学校跡地	【複合施設の整備】 西部区民事務所、西部保健福祉センター、長崎健康相談所、千早地域文化創造館、千早図書館、地域区民ひろば、文化拠点施設などの機能を備えた、複合施設を26年度までに整備する。 ①体育館は存続させ、地域文化創造館の一部として位置付ける。 ②施設整備の経費に充てるため、統合した施設については27年度以降廃止するとともに、資産活用を図る。 ③工事期間中における西部区民事務所の仮事務所は長崎第三区民集会所（旧第六出張所）に設置する。	西部地域における文化・芸術施設のあり方検討	住民協議 基本設計	実施設計 旧校舎解体工事 西部区民事務所仮移転	建設工事		
28	朝日中学校跡地	【東部スポーツセンターの整備】 27年3月までNPO法人へ貸し付ける。 28、29年度の巣鴨北中学校改築工事に伴う仮運動場の整備、及びその後の東部スポーツセンター等の整備を検討する。	NPO法人貸付	貸付				
29	真和中学校跡地	【西池袋中学校等の仮校舎（暫定活用）】 暫定的に、西池袋中学校、目白小学校及び池袋第三小学校の仮校舎として27年度まで使用する。	仮校舎 建設工事	仮校舎				
30	長崎中学校跡地	【（仮称）南長崎中央公園の整備】 屋内プール、体育館、多目的スポーツ広場等、スポーツと防災機能を備えた公園を整備する。 敷地の一部に定期借地権を設定し、資産活用を図る。	基本設計 実施設計 (屋内施設) 基本設計 (屋外施設)	解体工事 屋内施設 工事	屋内施設 工事 実施設計 (屋外施設)	屋内施設 開設 屋外施設 工事	屋外施設 開設	
31	第十中学校跡地	【野外スポーツ施設の整備】 サッカー、ラグビー等に対応した野外スポーツ施設を整備する。				計画 設計	解体工事	

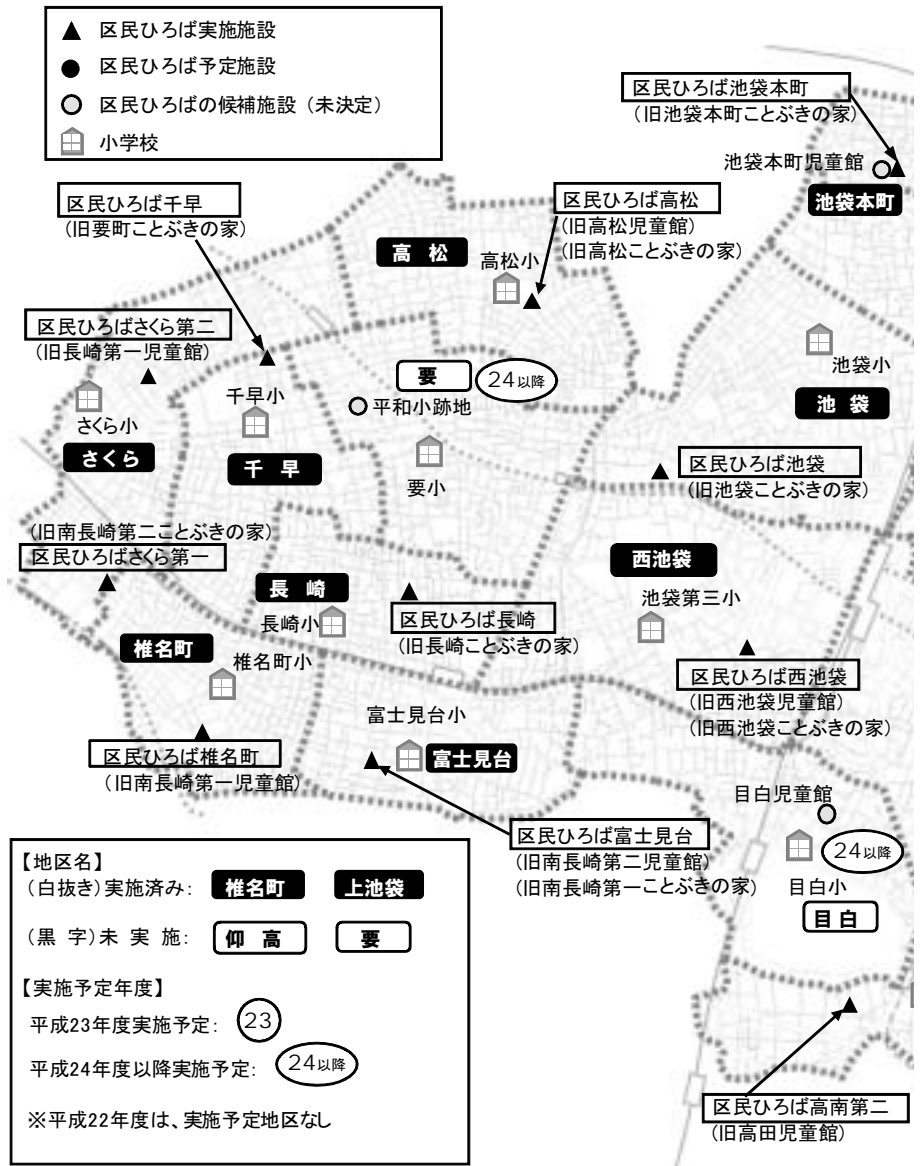
(7) その他

No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画				
					22年度	23年度	24年度	25年度	
32	池袋三丁目福祉施設整備事業用地	保健福祉部 福祉総務課	介護保険施設（地域密着型サービス）を展開する民間事業者へ貸し付ける。	貸付 7月～	貸付				

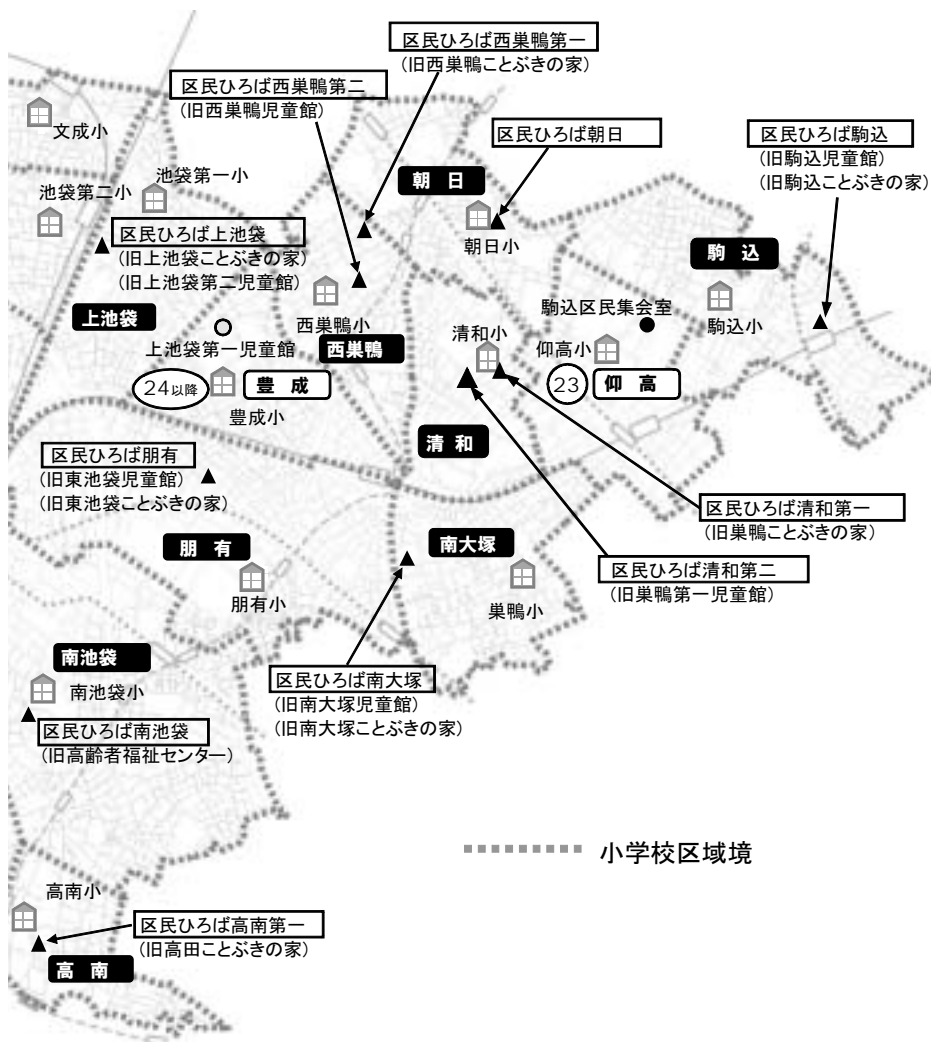
No.	施設名	所管部課	再構築・活用内容	(参考) 21年度	年度別計画			
					22年度	23年度	24年度	25年度
33	旧北大塚三丁目児童遊園	保健福祉部 福祉総務課	福祉施設等を展開する民間事業者への貸し付けを検討する。		貸付検討			
34	旧文化財資料調査室	施設管理部 財産運用課	【暫定活用】 不足している事務所スペースとして活用する。(統計調査係事務所スペース用)	事務所スペース 10月～	事務所スペース			
35	旧池袋第一児童館		旧大明小学校の改修工事期間中(平成23年度)の代替施設として利用する。 代替利用終了後は資産活用(貸付)を図る。		改修工事 後代替利用	貸付		
36	旧雑司が谷保育園		資産活用(売却・貸付)を図る。	貸付 4月～10月	資産活用			
37	旧西池袋二丁目第二児童遊園		有料時間貸駐車場として23年度まで貸し付ける。24年度に勤労福祉会館改修の工事車両駐車場として利用し、工事終了後、資産活用(貸付・売却)を図る。	貸付 12月～	貸付		車両置場 として利用	資産活用
38	旧中央図書館		資産活用(売却)を図る。					
	旧東池袋第一区民集会室(旧中央図書館併設)	資産活用(売却)を図る。 なお、売却にあたっては、新たな区民集会室の整備を条件とする。		売却				
39	千早一丁目区有地 (旧千早一丁目児童遊園予定地)	子ども家庭部 子育て支援課	22、23年度は、母子生活支援施設の仮設建物建設用地として施設運営法人に貸し付ける。 24、25年度は私立保育園の仮園舎建設用地として貸し付ける。その後、資産活用(売却・貸付)を図る。		貸付			
40	旧雑司が谷図書館	文化商工部 学習・林-課	地下鉄雑司が谷駅通路の残余の部分の資産活用(貸付)を図る。		残余部分の貸付			

(8) 地域区民ひろばの展開

小学校区を基礎単位として、ことぶきの家や児童館等の地域の施設群を再編し、「世代を超えた交流の場」をつくる（22地区。池袋第二小と文成小はあわせて1か所の区民ひろば）。
 各種の地域活動の拠点として広がりのあるコミュニティの活性化を推進するとともに、施設の自主運営のための運営協議会設立へ向けた取り組みを進める。



【実施年度・内容】							
事業内容	20	21	年度別計画				
	3地区開設 (累計18)	開設地区なし (累計18)	22	23	24以降		22~25計
			開設地区なし (累計18)	1地区開設 (累計19)	3地区開設 (累計22)		1地区開設 (24以降は含まず)
<p>【実施済地区】</p> <p>17年度(モデル実施) 南大塚(巢鴨小学区)、西巢鴨、朝日、南池袋、高松、さくら</p> <p>18年度 南大塚(巢鴨小学区)、西巢鴨、朝日、南池袋、高松、さくら、高南、富士見台、朋有</p> <p>19年度 駒込、清和、池袋本町(池袋第二小学校区及び文成小学校区で1か所のひろば)、西池袋(池袋第三小学校区)、池袋、千早</p> <p>20年度 上池袋(池袋第一小学校区)、長崎、椎名町<注1></p> <p>21年度 *なし</p> <p><注1>「区民ひろば椎名町」は、25年度に現南長崎第四区民集会室へ移転</p>							
<p>【実施予定地区】</p> <p>22年度 なし</p> <p>23年度 仰高(駒込区民集会室)</p> <p>24年度以降 ※子どもスキップ展開の目途が立っていないため実施年度は未定</p> <p>豊成(上池袋第一児童館)、目白(目白児童館)、要(平和小学校跡地：西部地域複合施設(仮称))</p>							
【所管部課：区民部地域区民ひろば課】							

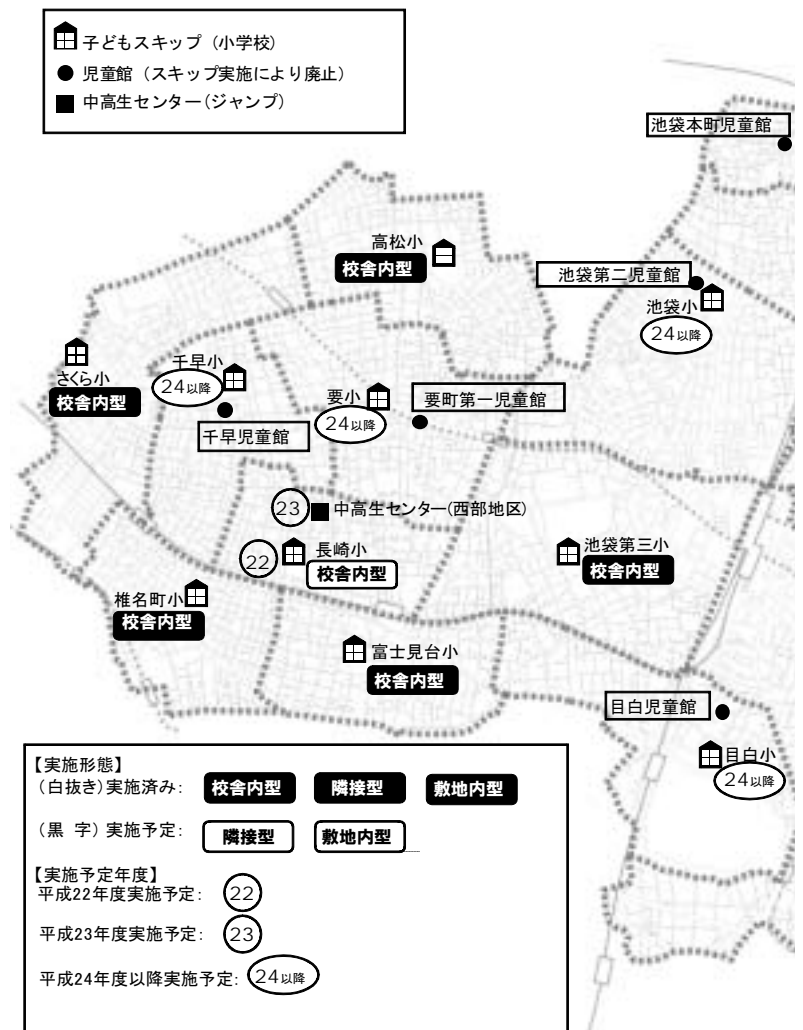


(9) 子どもスキップ（放課後対策事業）、ジャンプ（中高生センター）の展開

小学校の教室等を活用し、全児童（小学生）のための放課後対策事業を実施する（22か所）。児童館施設は、区民ひろば及び中高生センターとして再編する。区民ひろばが他の施設に確保できる場合には、資産活用を図る。

「23年度以降実施予定」のスキップは、学校施設内へのスキップ設置可能性など、施設形態や実施方法等について検討を進め、計画化する。

【実施年度・内容】							
事業内容	20	21	年度別計画				22～25 計
			22	23	24 以降		
	2 小学校区開設 (累計 14)	1 小学校区開設 (累計 15)	2 小学校区開設 (累計 17)	西部地区中高生センター開設	5 小学校区開設 (累計 22)		



<p>【実施済】 16年度 南池袋 17年度 巢鴨、西巢鴨、朝日、高松、さくら、 18年度 池袋第二、高南、富士見台、朋有 19年度 駒込、池袋第三、東部地区中高生センター 20年度 池袋第一、椎名町 21年度 清和</p>
<p>【実施予定】 22年度 仰高（敷地内型で実施） 長崎（校舎内型で実施） 23年度 西部地区中高生センター（長崎第二児童館を改修し実施） 24年度以降 豊成（実施を検討） 池袋（実施を検討） 文成（区立小・中学校の適正化 第二次整備計画（池袋第二小と統合）による新小学校の建設計画に併せてスキップ整備を検討） 目白（学校改築計画に併せてスキップ整備を検討） 要（実施を検討） 千早（実施を検討）</p>

【所管部課：子ども家庭部子ども課】

